

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

押印を求める手続きの見直し等のための経済産業省関係省令の
一部を改正する省令について (お知らせ)

標記省令が、別添のとおり令和2年12月28日付けで、公布、同日施行されました。同省令の施行により高圧法液化石油ガス保安規則及び液石法施行規則等が改正されましたのでお知らせいたします。

【概要】

高圧法液化石油ガス保安規則及び液石法施行規則等において、行政へ提出している様式について押印もしくは押印および署名が削除されました。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

○高圧法関係

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/12/20201228_kouatsu_1.html

○液石法関係

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/12/20201228-03.html

以上

発信手段：メール

保安・業務グループ：瀬谷、橋本

第二十八條 冷凍保安規則の一部改正

第二十八條 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。
様式第一、様式第五から様式第七まで、様式第九、様式第十、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十九の二、様式第十九の三、様式第二十九から様式第三十三まで、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十七から様式第四十四まで、様式第四十六中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印することにおいて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】又同「4」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとして、署名は必ず本人が自署するものとする。を削り、様式第十一、様式第十九の四及び様式第二十七中「高圧ガス保安協会」を削り、様式第二十一、様式第二十九の五中「指定完成検査機関名」を「指定輸入検査機関名」と改め、様式第二十八中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」と改め、様式第四十二中「㊦」及び「3」()内は該当する一機関名を記載すればよい。】を削り、様式第四十七及び様式第四十八中「都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、市「の長」に改める。

第二十九條 液化石油ガス保安規則の一部改正

第二十九條 液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。
様式第一、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十七の二、様式第二十七の三、様式第二十八から様式第二十九まで、様式第三十一から様式第三十七まで、様式第三十九、様式第四十、様式第四十三、様式第四十五、様式第四十九、様式第五十一から様式第五十四の三まで、様式第五十四の六、様式第五十四の七及び様式第五十七中「㊦」又は「㊧」及び「3」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】「5」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】「6」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】を削り、様式第十九、様式第二十七の四及び様式第四十一中「高圧ガス保安協会」を「高圧ガス保安協会」と改め、様式第二十二中「指定完成検査機関名」を「指定完成検査機関名」と改め、様式第二十七の五中「指定輸入検査機関名」を「指定輸入検査機関名」と改め、様式第四十二中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」と改め、様式第五十の二中「代表者 氏名 印」を「代表者 氏名」に改め、「4」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を削り、様式第五十八から様式第五十九まで中「都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、市「の長」に改める。

第三十條 一般高圧ガス保安規則の一部改正

第三十條 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。
様式第一、様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十八の二、様式第二十八の三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二から様式第三十八まで、様式第四十、様式第四十一、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五の三まで、様式第五十五の六、様式第五十五の七及び様式第五十八中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印す

ることに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】「5」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】「6」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】「7」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】を削り、様式第十九の四及び様式第二十七中「高圧ガス保安協会」を「高圧ガス保安協会」と改め、様式第二十一、様式第二十九の五中「指定完成検査機関名」を「指定輸入検査機関名」と改め、様式第二十八中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」と改め、様式第四十二中「㊦」及び「3」()内は該当する一機関名を記載すればよい。】を削り、様式第四十七及び様式第四十八中「都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、市「の長」に改める。

第三十一條 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正

第三十一條 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和四十三年通商産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
様式第二、様式第五、様式第十七の二、様式第十八、様式第十四及び様式第十五中「㊦」又は「㊧」及び「2」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】「この」及び「この」に改め、様式第六中「㊦」を削り、「記名押印」すること。ただし、氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】「氏名を記載し、押印すること」に改め、様式第十七中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。】を削り、(砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正)

第三十二條 砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正

第三十二條 砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)の一部を次のように改正する。
様式第一、様式第三、様式第四の二、様式第六、様式第六の二、様式第八から様式第十まで及び様式第十二中「㊦」又は「㊧」及び「3」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】「3」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】「4」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】を削り、様式第五中「㊦」及び「4」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】「記名押印」を「記名」に改め、様式第十四及び様式第十四中「㊦」及び「3」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】を削り、「同様に備考4を同様に備考5と改め。

第三十三條 ガス事業法施行規則の一部改正

第三十三條 ガス事業法施行規則の一部を次のように改正する。
様式第一、様式第十五、様式第十九から様式第二十一まで、様式第二十三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十二、様式第四十七、様式第五十、様式第五十五、様式第五十六、様式第六十、様式第六十七、様式第七十七、様式第七十九から様式第八十一まで、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十二及び様式第九十三中「印」及び「3」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「7」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を削り、「10」氏名を記載し、押印することにおいて、署名は必ず本人が自署するものとする。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を削り、

